

## 戦死と遺族

——死に場所を教えられなかった国とその戦後

加藤陽子

### 一 はじめに

本日、私の報告にコメントを寄せてくださる方は、韓国国立防衛大学校の朴榮濬先生です。最初から私事を申し上げて恐縮ですが、朴先生は、私が二〇〇二年に出版しました本『戦争の日本近現代史』（講談社）の韓国語版をご担当くださった方です。しかも、出版社からの依頼を通じて翻訳を引受けられたという経緯ではなく、朴先生が東京大学大学院総合文化研究科に博士論文を提出され、そろそろ故国に戻ろうかという頃、たまたま私の本を読んで面白いと思ってください、韓国語への翻訳許可を出版社にいち早く申し出られたという経緯がございます。今回のシンポジウムの企画にあたっては、報告者の私を選んだ方とコメントーターである朴先生を選んだ方は別の方でありましたので、私自身、この偶然にひどく驚きました。

ここで申し上げたいことは、私と朴先生が、おそらく学問的な興味関心や面白いと思うツボが非常に似通っ

ているのではないかということです。これは、私にとつてとてもありがたい反面、私が言葉足らずのことを報告しても、朴先生が報告内容の意義について、報告そのものよりも面白く解説してくださってしまう恐れが多分にあるかと思えます。ですから、朴先生にはどうか、心おきなく私の報告への疑問や批判をお願いしたいと思います。

## 二 ドイツと日本、戦争責任をめぐる何故これほどの差があるのか

本日は韓国の研究者の先生方と合同の国際会議となっております。日本の帝国主義的な膨張政策の最たる被害者国にはかならなかつた韓国の方々にとりましては、おそらく次のような疑問が胸に生ずるのではないでしょう。日本とドイツは戦前に軍事同盟を結んだ国であり、共に連合国に無条件降伏を強いられた国であつたにもかかわらず、戦争責任をめぐる戦後の歩みに何故これほどの差が生じたのだろうか、と。

このような疑問に対して答えるのは簡単なことではありません。先に掲げた『戦争の日本近現代史』という本の「あとがき」に私自身、丸谷才一の『雁のたより』（朝日文庫、一九八六年）からの言葉を借りて、戦争責任について容易に論ずれば、「誠実を装った感傷主義か、鈍感な愚しさか、それとも威張りちらした居直りか」になつてしまうことへの自戒を述べておきました。感傷でも居直りでもなく戦争責任を考えるにはどうしたらよいか。

歴史研究者として、その一つの解答の筋道を示したものが、先ほどから名前を挙げております拙著でございまして、明治初年から太平洋戦争期までを通して、為政者や国民が世界情勢と日本の関係をどのようにとらえ、どのような筋道で戦争を受けとめていったのか、その論理の変遷を追つてみたものです。日本の近現代史をな

がめてみただけでも、新しく起きられる戦争というのは、以前の戦争の地点からは、まったく予想もつかない論法で正当化され、合理化されてきたことがわかります。そして、個々の戦争を検討してみますと、人々の認識ががらりと変わる瞬間がたしかにあり、また、その深いところでの変化が、現在からすればいかに荒唐無稽にみえようとも、やはりそれは一種の論理や観念を媒介としてなされたことは争えないと気づきました。つまるところ私がやったことは、個々の戦争にいたる当時の国民意識の変遷を、戦争を説得し正当化する論理の変遷と捉え返すことで、実証的に把握したということでしょう。

とすれば、日本とドイツ本の戦後の歩みの差異につきましても、日本国民が戦争責任に対し、ドイツとは異なった意識を持つのは何故なのか、そのような日本国民の意識が何故生まれたのかについて、国民意識を生み出した太平洋戦争最末期の構造から実証的に考えてみることに意味がありそうです。本題に入る前に、まずは、日本とドイツの戦後の歩み、戦争責任に対する違いについての説明の仕方について、マスコミや教育の分野で典型的に見られるパターンを四つに分けてまとめておきましょう。

一つめは、「日本とドイツに違いがあるのはおかしいはずで、日本もドイツのように、積極的に戦争責任を認め、植民地支配責任、戦後補償などをめぐる責任をとるべきだ」との立場です。ドイツを「鑑」として遅れた日本の国家としての取り組みを叱咤する論調は、進歩的な新聞紙の社説などでよく見られる論調です。日本が今後とるべき方策を示唆する立場といえるでしょう。

二つめは、「日本とドイツに違いがあるのは当然である。何故なら、戦時において日本とドイツが行なった政策などには違いがあるからである」とする立場です。日本にはドイツのユダヤ人絶滅政策などに比すべき政策はなかったのであり、日本とドイツの国策決定過程などは異なっていた、よって戦後の戦争責任の認識において差異があるのは怪しむに足りない、との論調で、どちらかといえば保守的な新聞紙の投稿欄などに見られ

るものです。

三つめは、「日本の対応が不十分なことはもちろんである、しかし、日本とドイツの戦後に何故これほどの違いが生じたのかを考えるべきだ」との立場です。本日の報告は、この三つめの立場に立つてのものとなります。その際、小熊英二氏が、鶴見俊輔・上野千鶴子両氏との鼎談で述べていた言葉だと記憶していますが、「戦後思想は戦争体験の正確な反映」（『戦争が遺したもの』、新耀社、二〇〇四年）との一句を、思い出していきたいと思います。戦後に生じた差異を、国民の戦後の戦争体験から語る、という視角です。

四つめは、「日本の対応が不十分なことはもちろんである、しかし、日本とドイツの戦後に何故これほどの違いが生じたのかを考えるべきだ」とするところまでは、三つめの立場と同じです。ただ、三つめの立場と異なる点は、戦争の結果生じた、戦後思想の違いに注目する、というところでは、高橋哲哉、平野健一郎、藤原帰一の三氏による鼎談「座談会 歴史と記憶」（『中京大学評論誌 八事』二五号、二〇〇九年）が深い議論を行なっています。

この座談会において藤原氏は、ドイツにおける戦後思想を、おおよそ次のようにまとめています。——戦争がドイツ国民にもたらした教訓とは、もつと早期にナチスの台頭を力で防禦していればあのような悲惨な戦争は起きなかつたはずだ。よって、暴政を行なう者に対しては、武力によってもそれが発生した時点で倒さなければならぬ——。このような厳しい戦後思想によつて、ドイツはNATOの軍備の一翼を担うことで戦後世界への復帰を認められていったとの見方です。それに対して、日本の戦後思想はいかなる発達を遂げたでしょうか。日本においては、広島・長崎への原爆投下を絶対的な例として、戦争を二度と繰り返さないという絶対平和主義を世界に先駆けてとつたとの自覚が生じました。日本が先駆けて非核を世界の国々に呼びかけているとの高揚した意識は、アジア諸国からの賠償請求や謝罪請求に対して真摯に対処する道につながらなかつ

たのではないでしょうか。

### 三 太平洋戦争最終盤における戦死者

それでは、三つめの立場から、国民が銃後で味わった戦争体験、殊に太平洋戦争の最終盤にいたる時期の戦争体験の実態を論ずることにいたしましょう。

#### 一 戦死者の数

高校生などに太平洋戦争の話をしますと、少し近代史に心得のある高校生は、必ずこう聞いてきます。太平洋戦争期、世帯の半数が契約していたとされるラジオで報じられる大本営発表や、新聞報道などにより、戦果が捏造されたり水増しされたり隠蔽されたりしたことは、一九四二（昭和一七）年六月のミッドウェー海戦の例、あるいは一九四四年一〇月の台湾沖航空戦などの例で知っている。国民が直接見ることもできない遠い戦場で戦われた戦果が隠蔽されるのはわかるし、隠蔽可能だろう。しかし、戦争は兵士の死を伴う。これまで戦地にいる父や夫から手紙が来ていたのに手紙がばつたりと来なくなる、あるいは村々に戦死の知らせが届く家が続出しているのを目にすれば、日本の戦況が非常に悪いことは普通の人々にもわかったのではないか。なぜ国民は大本営発表などを信じていたのだろうか。普通の人々は戦争に勝てると本当に思っていたのだろうか。そのあたりがわからない——。こう質問してくるわけです。これは中々鋭い質問でありまして、いかなる国家であつても、兵士あるいは軍属として死んだ父や夫を生きていると瞞着し続けることはできないわけで、戦死者の数を積算できれば、だいたい日本がどの程度負けているかわかるはずです。

## 二 陸海軍による「新聞掲載事項許否判定要領」の影響

しかし、当時の新聞検閲の詳細を知れば、それこそ、鉄道や自動車で全国を廻り、各地の新聞に掲載された、局限された地域ごとの戦死者の数を足して、日本全国の戦死者数の合計を出しうる人間でなければ、全体の趨勢が絶対にはわからないようになっていた、ということがわかります。もちろん、全国を廻って戦死者数を積算しようとするような人間は、日中戦争の始まった年の一九三七（昭和一二）年八月に全面改正されて罰則が強化されていた軍機保護法で捕まってしまうわけですが。軍機保護法が対象としていた軍事上の秘密とは、作戦用兵、動員、出師など軍事上機密を要する事項ということになっていました。

さて、当時、新聞報道を規制していたものとして、陸軍省令と海軍省令に基づく「新聞掲載事項許否判定要領」がありました。これから申し上げる話は、中園裕氏がその労作『新聞検閲制度運用論』（清文堂、二〇〇六年）で明らかにしたことでもあります。この陸海軍の判定要領は、一九三七年七月三十一日に実施されて以降、この時は例えば戦死傷者を名簿式に羅列することを禁じたりする規則がすでにありましたが、一九四四年九月二二日の改訂で、より隠蔽の度合いが高まりました。もちろんこれは、一九四四年六月のマリアナ沖海戦で、日本が海軍航空機と空母の大半を失った敗戦を受けての措置で、東条内閣が一九四三年九月に掲げた絶対国防圏の維持が絶望的になった時期でした。

一九四四年九月の改訂によつて、戦死傷者に関しては陸軍からは「当該新聞の直接関係ある地方の者のみに止むること」、「特派員等の通信を取扱はざること」との規制が加えられ、海軍からは「戦死者名の新聞紙掲載に際しては、戦死の場所、期日及び大東亜開戦以降の略歴掲載を禁止す」との規制が更に加えられました。その結果、例えば、南方に向けて航行途上の船舶が、鹿児島県沖でアメリカ軍の潜水艦に魚雷攻撃を受けて沈没した際の戦死者約四〇〇名の例では、まずは戦死者を出身県別に分け、当時はほとんど一県一紙に統制されて

いた県ごとの新聞に、県出身者の戦死者数のみを掲載することとし、戦死の月日は記さず、戦死の場所も南方洋上とし、敵潜水艦による沈没による死であることも隠されることになりました。軍は国民に敗戦意識を持たせないように必死だったわけです。本当は日本近海での海没が戦死の真相だったにもかかわらず、遺族は南方洋上の作戦中に戦死したかのように信じこまされることになりました。

### 三 戦死者の急増期

吉田裕氏が『アジア・太平洋戦争』（岩波新書、二〇〇七年）で的確に述べられているように、太平洋戦争の戦死者の大部分が、まさにこの「新聞掲載事項許否判定要領」の改訂以降の時期、マリアナ陥落後の時期、一九四四（昭和一九）年後半に発生していることの意味は大きいものとなります。吉田教授は岩手県の例をとって戦死者の数を時期別に算定していますが、一九四四年一月一日以降の戦死者が全体の八七・六％に達していることがわかります。実数でいいますと、四一年一月八日からの戦死者は岩手県では三万七二四人いた。そのうち、四四年以降の死者は二万六九二〇人に達しました。以上のことから何がわかるかといえば、太平洋戦争終盤、最後の一年半の時期は、日本人にとって、父や夫が最も多く死んでいった時にあたるわけですが、その時期はまさに、戦死の状況が国家によって隠蔽される度合いが最も高まったということです。

今回のテーマからはずれるので詳しく見ることはできませんが、太平洋戦争中の朝鮮半島からの労働者の徴用の動向についての報道も、戦死者の動向に対する規制と同じく、新聞検閲で厳しく制限されていたことだけは触れておきたいと思います。マーク・ピーティの『植民地』（読売新聞社、一九九六年）などで言及されている数値ですが、一九四四年までに、中国大陸・太平洋方面・樺太への徴用も含めれば四〇〇万人超の、人口の一六％もの人々が朝鮮半島の外へと動員されていた実態について、日本人は驚くほど知りません。炭坑や

軍用基地建設現場の付近で当時、直接目にした人々以外、当時の一般的な日本人は、植民地からの労働者の徴用、中国の戦地からの捕虜の移送などを知らなかったはずだ。戦局の悪化、石炭需給の逼迫などを国民に探知されるのを怖れて、労働者や捕虜の移送についての報道は一切禁ずる新聞検閲の措置があったのです。

「戦後思想とは、戦争体験の思想化であった」とするならば、日本人の歴史認識を考える際には、戦時にあつて普通の日本人が何を知らされ、何を知らされなかったのかという腑分けを、一つ一つ行なつてゆく作業も、大切だと思ふのです。

#### 四 遺族の悲嘆

つまり、ここまでの話でお伝えしたかったことは、太平洋戦争期において、日本という国は、自国の「兵士がいつどこで死んだのかさえ遺族に教えられなかった」国だということだ。それでは、いつ、どこで、どのように死んだかが、どうしてそれ程、遺族にとつて問題になるのでしょうか。これを、一つには靈魂についての日本人の感覚という方向から、そしていま一つには歴史的な観点から、つまり、日本人は日清戦争、日露戦争など過去の戦争において、いつ、どこで、どのように死んだのか、よく伝えられてきたのか、という検証を通じて、この問題を考えてみましょう。

具体的な例から入ります。一九四五年の九月から十一月にかけて、大本営、陸海軍省、参謀本部や軍令部は、非軍事化を進めるGHQ/SCAPの指示で解体されました。ただ、陸海軍省は本来であれば、国内外の兵員の復員を管轄しなければならなかったはずですね。そこで、日本側は陸海軍省のこうした業務を引継ぐ官庁として、それぞれ第一、第二復員省を四五年一二月に設置します。この第一復員省に、遺族が寄せた手紙が多数残っているのです。その一つに、戦死した息子の遺骨を是非とも収拾したいとの切迫した手紙でありまして、



その一節には「山中に置き去りにされし愛子を救出せざれば親として相済まざる次第であり、且つ天理に悖る次第」と書かれています。

天理に悖るとは、天のことわりに反するという意味ですね。これは、随分大げさなことを言うとお思いませんか。戦死した息子の骨を親が拾ってやらないのは天理に悖る、といった考えを理解するため、次に、国学者・万葉学者として名高い折口信夫の靈魂観をみておきましょう。

#### 四 戦争と慰霊

##### 一 折口信夫の靈魂観

折口信夫については、全集を読むのが一番よいのですが、手近なところでは、宮中の歌会始の選者として知られ、その若き頃折口に学び、折口の最期を看取った弟子である岡野弘彦氏の『折口信夫伝』（中央公論新社）から入るのがわかりやすいと思います。現在、文庫で読める折口の作品に『死者の書／身毒丸』（中公文庫、一九九九年）があります。『死者の書』は、小説であり、八世紀半ばに時代を設定しています。この『死者の書』という物語は、天武天皇の子に生まれながら、義理の母の持統天皇に疎まれた大津皇子が、六八六年、謀反を理由に自害させられた史実をベースに、大和と河内の境にそびえる二上山に葬られた大津皇子の鎮まらぬ魂が、長い時を経て覚醒する場面から始まっています。

この小説を折口は一九三八年から書き始めたといいますが、執筆にいたった要因として、一九三七年に刑が執行された二・二六事件関係将校の処刑があつたといえます。折口の考え方としては、「叛乱はたしかに悪い。だが、農民の窮乏を現在の体制では救えないと考えた青年将校らを、形だけの裁判に付して大急ぎで処刑して

しまつてよいのだろうか。それでは、青年将校らの魂は救われないのではないだろうか。それでは青年将校の魂は浮かばれない。国家から非業の死を強いられた若き魂をいかに鎮めるか、これが『死者の書』を書いた折口の一つのテーマであつたといひます。

その後、二・二六事件以上の衝撃が折口自身の身に起こります。折口の最も愛した弟子であり、養子縁組まされた藤井春洋が、一九四五年春、硫黄島の戦いで戦死します。ご存知のように硫黄島の戦いは、太平洋戦争最終盤の激戦でした。日米の死傷率が互角であつたということからも、この戦いの激しさがわかります。また、硫黄島という名前からも察せられるように、この島は水が決定的に乏しい灼熱の島でした。この島に地下道や地下要塞を張り巡らせて、島に完全に上陸した敵をたたくというのが日本軍の作戦方針だったので、島の防衛準備の地下壕建設のため、兵士が味わつた労苦は極めて大きなものだつた。

折口は、硫黄島の春洋の身を思つて次のような短歌を詠みました。

きさらぎの はつかの空の月ふかし まだ生きて子はたたかふらむか

きさらぎ（如月）とは、二月のことです。二月二〇日、硫黄島では藤井春洋は、まだ生きて戦っているのだろうか、というのが短歌の意味ですが、この二月二〇日という日づけは、アメリカ軍が硫黄島に上陸した二月一九日の翌日にあたります。守備隊の全滅は三月一七日、日本側戦死者数は二万三千人に達しました。

以上の歌からは折口の哀しみが素直に伝わりませんが、折口の寂寥をより感じさせるのは、折口が春洋と自らの墓に刻んだ次のような墓碑銘でしょう。

もつとも苦しき たゝかひに 最もくるしみ 死にたる

むかしの陸軍中尉 折口春洋 ならびにその父 信夫の墓

折口は、未婚のまま子孫を残さず家郷を離れて非業の死を果てた者の魂は、鎮まるべき条件を欠く、との靈魂を抱いていたといいますが、この感覚は、自らの周辺に起こったこの事件により、いつそう強まったはずです。折口に見られる靈魂観は先に見た第一復員省に宛てられた遺族の手紙の一節に呼応しているように感じられます。

## 二 銃後の社会史

太平洋戦争という戦争が、ある種、その最終盤においてこれまでになかった体験を国民に強いたことの意味について、最初に考えた歴史家は一ノ瀬俊也氏でした。一ノ瀬氏は、兵士がいつどこで死んだのかさえ遺族に教えられなかったことで、遺族が戦後永らく、被害者意識だけから戦争を語る風景が生まれてしまったのではないかと冷静に分析しました。『銃後の社会史』（吉川弘文館、二〇〇五年）の中で一ノ瀬氏は、日本の遺族運動が戦争責任に向かい合うことなく、靖国神社国家護持や恩給の増額を声高に叫ぶかたちをとってしまったか、その点についての、初めての内在的な分析視角を設定した人です。つまり、いつ、どこで、どのように父や夫は死んだのか、それを遺族に伝えなかった日本の、国家としての、戦争最終盤の振る舞いに、戦後の遺族意識が形成される根源を見たわけです。

### 三 日清戦争、満州事変における例

それでは、太平洋戦争以前の戦争において、例えば、日清、日露戦争などにおいては、遺族は、いつ、どこで、どのように戦死者が亡くなったのか、そうした情報を詳しく得ていたといえるのでしょうか。この点について歴史的に振り返ってみたいと思います。

日清戦争については、大谷正氏の『兵士と軍夫の日清戦争』（有志舎、二〇〇六年）が貴重な事例を提供してくれています。仙台で発行されていた『東北新聞』は、日清戦争の戦場となった中国東北部、すなわち満州や、講和条約締結後に侵攻した台湾へ出征した第二師団兵士たちの戦場からの手紙を多数載せていました。当時も検閲はありましたが、地方新聞まで手が回らなかったものとみえ、驚くほど具体的な戦闘状況を記した戦地からの手紙が掲載されました。『東北新聞』に載った兵士たちの手紙は故郷の人々の間で廻し読みされ、故郷からの手紙はといえば、新聞社がとりまとめて戦地に送ったり、あるいは新聞社の特派員たちによって戦場に届けられたりしていました。

つまり『東北新聞』は、第二師団の兵士やその家族にとって、地域と戦場を結ぶ掲示板の役割を果たしていたといえます。戦死は戦死の詳しい状況を知らせる同郷の兵士の手紙のかたちをとって、新聞紙上に掲載されることで地域全員の共通認識となり、戦死者の遺族たちは、同郷の人々のこうした共通認識の中で生活することができました。遺族が戦死の衝撃を人々と分け合う回路が新聞という公器によって地域に形成されていたのです。

満州事変期についてはどうかであったでしょうか。これについては、矢野敬一氏の『慰霊・追悼・顕彰の近代』（吉川弘文館、二〇〇六年）が『新潟新聞』の事例を用いて明らかにしています。地域密着型の新聞は、戦死にいたるまでの兵士の状況や、戦死者の顔写真入り経歴、遺族の声、公葬の様子を状況中継さながらに報

道していました。こうした時間の過程を経て、遺族は肉親の死を受容し、地域の人々はその死を共に悼むことが可能となっていたのです。

以上、考えてききますと、こうした地域の回路こそが、戦死者の追悼・慰霊の場面において、ある意味では国家による顕彰よりも、遺族に対して強い影響力をもちえたことがよくわかります。この国の人々は、日清戦争時には郷土部隊の戦う戦場の状況を正確に把握し、満州事変時には戦死者の個別具体的な戦死の状況や地域での追悼のさまを逐一掴んできていました。このような歴史を振り返りますと、太平洋戦争末期の戦死者遺族の感じた当惑がいかに大きなものであったのかが見えてくるのではないのでしょうか。自分たちだけが国家や地域から粗略に扱われなければならなかったのか。太平洋戦争期の遺族たちは、戦場と戦死者を結ぶ地域新聞の精緻な回路の恩恵に浴することがありませんでした。国民に敗戦意識を抱かせてはならないとの国家の新聞検閲方針ゆえに、地域と戦場を結びつけてきた日本独特の「文化」が破壊され、それは、戦後につながる日本人の戦争観を強く縛ることになったのだといえると思います。

#### ■付記

本稿は、二〇〇九年六月六日に本学で開催された、東京大学グローバルCOE「死生学の展開と組織化」ワークショップ「戦争と戦没者をめぐる死生学」における講演内容に基づくものである。

(かとう・ようこ 東京大学大学院人文社会系研究科教授)